

名古屋城本丸御殿積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第28号

名古屋城本丸御殿積立基金条例の一部を改正する条例

名古屋城本丸御殿積立基金条例（平成14年名古屋市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「を復元する」を「の復元及び保存に要する」に改める。

第 2 条中「を復元する」を「の復元及び保存の」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。